

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の義母（以下「A」という。）は業務上の負傷により平成○年○月○日から障害補償年金を受給していたが、平成○年○月○日死亡した。
- 2 請求人によると、父とAは請求人が○歳の時に結婚し、平成○年に請求人が結婚するまでは同居しており、これまで実子同様に扱われてきたという。
- 3 本件は、請求人が未支給の障害補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が未支給の障害補償給付の受給権者に該当すると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、前記第3の1（略）のとおり、未支給の障害補償給付の受給権を有する旨主張する。

しかしながら、決定書理由に説示するとおり、請求人は、労災保険法第11条に規定される未支給の保険給付の受給権者ではないことが明らかであるから、請求人の上記主張は、採用することができない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。